

平成 27 年 12 月 9 日

学生・保護者の皆様へ

東京家政学院大学

### マイナンバー制度に関するお知らせ

平成 28 年 1 月 1 日よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される国民の番号になります。

平成 27 年 10 月から、住民票に記載されている住所へ「マイナンバー通知カード」が簡易書留で郵送されます。手元に届きましたら、大切に保管するようにしてください。

なお、学生寮やアパート等に現在居住しているが、引き続き保護者等が居住する住所に住民登録をされている方は、「マイナンバー通知カード」が保護者等の居住する住所に送付されますので、ご注意ください。保護者の皆様におかれましても、「マイナンバー通知カード」が届きましたら、届いたことを学生本人にお知らせくださいますよう、お願いいたします。

また、学生の皆様がアルバイト等を行う際は、事業主からマイナンバーの提示を求められることがあります。

本学においても、アルバイト等で本学から給与を受け取る場合、マイナンバーをご提示いただく必要がありますので、職員より提示を求められた場合は、ご協力お願いいたします。

マイナンバーは原則として一生涯使うものになります。取扱には十分に注意し、安易にインターネットや SNS への投稿、友達などに教えることのないようにしてください。

以上